

確認規程認定(変更認定)申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者名 〕

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 16 条第 1 項(第 2 項)の規定により別添の確認規程の認定(変更認定)を受けたいので、次の食鳥処理場について申請します。

食 鳥 処 理 場 の 名 称	
食 鳥 処 理 場 の 所 在 地	
※ 認 定 番 号	第 号
※ 認 定 年 月 日	年 月 日

備 考

※印の欄は、確認規程の変更認定を申請する場合にのみ記入してください。

別添

確認規程

所在地 _____

食鳥処理場

名称 _____

1 確認の方法及び手順

(1) 食鳥の処理形態等

ア 食鳥の処理形態	(ア) 法第2条第5号イ (イ) 法第2条第5号ロ	
イ 食鳥処理の羽数	(ア) 上記(ア)の処理で年間()羽 1日()羽 (イ) 上記(イ)の処理で年間()羽 1日()羽	
ウ 食鳥処理の曜日等	()曜日～()曜日	定休日()曜日
エ 定休日以外の休日	盆()～()	年末年始()～()
	その他()	
オ 食鳥処理の時間	午前()時～午後()時	
カ 食鳥処理衛生管理者名	別紙1のとおり	

(2) 生体の確認

視覚及び触覚によって省令別表第6に掲げられている事項に該当する異常が認められないことを確認する((1)ア(ア)に該当する場合に限る。)

ア 生体の確認場所	()
イ 生体輸送用容器1個当たりの生体の羽数	()羽以下
ウ 生体の確認方法	(ア) 生体輸送用容器ごとに行う。 (イ) 1羽ごとに行う。 (ウ) その他()
エ 廃棄措置の方法(1羽について異常又はその疑いを確認した場合)	(ア) 食鳥処分用容器に当該食鳥を廃棄する。 (イ) 当該食鳥が入っていた輸送用容器の他の食鳥について1羽ごとに確認し、異常が認められた食鳥のみを廃棄する。 (ウ) 当該食鳥が入っていた輸送用容器の他の食鳥についてもすべて食鳥処分用容器に廃棄する。 (エ) その他()

(3) 食鳥とたいの体表の状況の確認

1羽ごとに、視覚、触覚及び臭覚を用いて、省令別表第5第1号イ及びロに掲げられている事項に該当する異常が認められないことを確認する((1)ア(ア)に該当する場合に限る。)

ア 確認場所	()
イ 確認時期	(ア) 脱羽機から出てきた際 (イ) 中抜き後の内臓摘出後の確認を行う際に同時に (ウ) 分割細切を行う前 (エ) その他()
ウ 廃棄措置の方法 (1羽について異常又はその疑いを確認した場合)	(ア) 別表第5第1号イに掲げる異常又はその疑いを確認した場合は当該食鳥とたいを、別表第5第1号ロに掲げる異常又はその疑いを食鳥とたいの一部に確認した場合は当該部分を廃棄用容器に廃棄する。 (イ) 別表第5第1号イに掲げる異常又はその疑いを確認した場合は当該食鳥及び当該食鳥が入っていた輸送用容器の他の食鳥全部を、別表第5第1号ロに掲げる異常又はその疑いを食鳥とたいの一部に確認した場合は当該部分を廃棄用容器に廃棄する。 (ウ) その他()

(4) 食鳥中抜きとたいの内臓及びその体壁の内側面の状況の確認

1羽ごとに、視覚、触覚及び臭覚を用いて、省令別表第5第2号及び第3号に掲げられている事項に該当する異常が認められないことを確認する((1)ア(イ)に該当する場合に限る。)

ア 確認場所	()
イ 確認時期	(ア) 中抜き後の内臓摘出後の確認を行う際 (イ) 分割細切を行う際 (ウ) その他()
ウ 廃棄措置の方法 (異常等を確認した場合)	別表第5第2号に掲げられている事項に該当する異常等が認められた場合は、当該食鳥中抜きとたい及びそれに係る内臓をすべて廃棄用容器に廃棄し、別表第5第3号に掲げられている事項に該当する異常等が認められた場合は、その内臓が1つのときは当該臓器のみを、2つ以上のときは内臓すべてを廃棄用容器に廃棄する。

2 食鳥処理衛生管理者の関与の方法

(1) 関与の方法	<p>ア 食鳥処理衛生管理者は、異常の有無の確認の専任とする。</p> <p>イ 食鳥処理衛生管理者は、食鳥の処理を行いながら異常の有無の確認を行う。</p>
(2) 食鳥中抜とたいとその内臓が同一の個体由来であることを確保する方法	
(3) 食鳥処理衛生管理者等の配置図	別紙2のとおり

3 確認結果の記録及びその保存方法

(1) 記録責任者氏名	()
(2) 保管責任者氏名	()
(3) 保存期間	()年
(4) 確認結果記録月報	月報は業務日誌をもとに記載し、別紙3の様式を使用する。

備考 この様式において「法」とは食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)を、「省令」とは食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成2年厚生省令第40号)をいう。

別紙 1

食 鳥 処 理 衛 生 管 理 者 氏 名

氏 名	主 な 業 務

別紙 2

食鳥処理衛生管理者等の配置図

(食鳥処理場平面図及び食鳥処理衛生管理者等の配置図)

◎：食鳥処理衛生管理者

○：従業員

確認結果記録月報(年 月分)

食鳥処理場 所在地: _____
 名称: _____

確認項目等	措置	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
確認羽数																									
異常の有無の確認	生体の状況	廃棄																							
	体表の状況	全部廃棄																							
		一部廃棄																							
	体壁の内側面の状況	廃棄																							
	内臓の状況	当該臓器のみ廃棄																							
内臓全部廃棄																									
廃棄羽数の合計	全部廃棄																								
	一部廃棄																								

確認項目等	措置	日	24	25	26	27	28	29	30	31	合計	措置の理由
		()	()	()	()	(
確認羽数												
異常の有無の確認	生体の状況	廃棄										
	体表の状況	全部廃棄										
		一部廃棄										
	体壁の内側面の状況	廃棄										
	内臓の状況	当該臓器のみ廃棄										
内臓全部廃棄												
廃棄羽数の合計	全部廃棄											
	一部廃棄											

- 備考
- 1 廃棄の中には食用に供することのできないようにする措置も含まれます。
 - 2 措置の理由の欄は、確認判定基準及び措置表の異常の内容の欄の該当項目の番号を記入してください。
 - 3 内臓の状況の欄の廃棄羽数は、すべて廃棄羽数の合計の一部廃棄の羽数欄の羽数に算入してください。